

資料3

普及指導事業を巡る動き

指摘事項	指摘事項に関する意見	措置状況
<p>(昭和57年7月第2次臨時行政調査会基本答申)</p> <p>地方公務員に対する人件費補助は、補助対象職員が担当する事務・事業の円滑な実施を確保するための必要な措置について検討を加え、2年以内に原則として一般財源措置に移行する。</p>	<p>(農林水産省)</p> <p>答申のとおり一般財源化した場合、都道府県の財政事情により林業普及指導事業に必要な財源が必ずしも確保されるものでなく、普及指導事業の円滑な実施が確保されない恐れがある。</p>	<p>・定率(1/2)の補助方式を定額の交付金方式に改正。(昭和58年5月森林法改正)</p> <p>・予算総額の7割を客観的指標(林業人口、民有林面積、市町村数)、3割を普及指導事業の緊急性により配布。(昭和58年5月政令改正)</p>
<p>(平成9年6月財政構造改革会議「財政構造改革の推進について」)</p> <p>補助金全体についての具体的な見直しの方向に即しつつ、協同農業普及事業交付金等の在り方など全般的な見直しを進める。</p>	<p>(農林水産省)</p> <p>交付金は、普及事業の役割を果たすために必要最小限の財政的な裏付けであり、これを一般財源化することは、都道府県の一般行政に埋没させ、普及制度をなし崩的に衰退・消滅させることになるので、賛成しがたい。</p>	<p>・平成10年6月「林業普及指導事業の在り方に関する検討会」を設置し、検討の結果を踏まえ、取り組むべき課題や対象者を重点化するとともに、事業の高度化・効率化のための方法や体制の見直しを内容とする「林業普及指導運営方針」を平成12年3月に制定。</p>
<p>(平成9年7月地方分権推進委員会第2次勧告)</p> <p>・交付金についてはその在り方について引き続き見直しを進める。</p> <p>・林業普及指導推進要綱に規定する林業改良指導員、林業専門技術員の配置に関する基準については、必要最小限の大綱的な内容にとどめる。</p> <p>・交付基準のうち客観的指標に基づくものの比率を引き上げる。</p>	<p>(平成9年2月地方六団体)</p> <p>・「本交付金事業等はほとんどが人件費により構成されており、しかも、事業費に占める交付金の割合は非常に低い実態にある。このような交付金は、普及事業に重点化するとともに普及職員設置費(人件費)相当部分については廃止の上、一般財源化すべきである。」</p> <p>・林業専門技術員及び林業改良指導員の業務を遂行する適格性は都道府県において十分判断できるもので、国において詳細な規定をする必要はない</p> <p>(農林水産省)</p> <p>交付金については、全国的に必要最小限の普及水準を維持する上での財政的裏付けとして必要不可欠であるとともに、第2次臨調で同様の指摘・答申がなされた際にこれを踏まえて交付金化した経緯がある。従って、一般財源化すべきとの指摘については交付金化した時点で既に整理済みであり、交付金の運用は各地方公共団体の裁量に任されている。</p>	<p>・林業専門技術員の本庁配置、林業改良指導員の集合配置についての記述を廃止。(平成10年3月通知改正)</p> <p>・予算の客観的割当基準について、7割から8割に引き上げ。(平成10年4月政令改正)</p>

指摘事項	指摘事項に関する意見	措置状況
<p>(平成14年6月地方分権改革推進会議「中間報告」)</p> <p>・制度の創設から長期間が経過し、既に地方公共団体の事務として同化、定着していると考えられる事務事業について、人件費に対する助成をはじめ、国が補助金の交付や法律上の規制によって、地方公共団体の実情に応じた事務事業の見直しを阻害することのないようにする必要がある。</p> <p>・農業改良普及行政の必要性を否定するものではないが、普及行政をめぐる環境変化を踏まえて、次の点について検討</p> <p> 地域の実情に応じた弾力的な事業運営(民間の力の活用等も弾力的に検討)</p> <p> 改良普及員の必置規制の在り方、</p> <p> 農業改良普及手当に関する規定の在り方、</p> <p> 一般財源化を含めた協同農業普及事業交付金の交付の在り方等を検討</p>	<p>(農林水産省)</p> <p>・事業実施に当たっては、普及指導職員の人数や具体的な実施方法等都道府県の自主性に委ねられており、地域の実情に応じた弾力的な運営がなされている。</p> <p>・森林整備の水準は一定に保たれる必要があることから、国と都道府県の協同事業として林業普及指導事業を実施しているものであり、普及指導職員の必置規制及び財政的裏付けとなる交付金により各都道府県において森林の多面的機能を持続的に発揮させる普及水準を担保しているものである。</p> <p>・普及指導職員の職務の特殊性を考慮して普及手当が措置されているものであり、廃止された場合、このような特殊な職務を行わせることは困難となり、全国的な森林整備の水準の維持に著しい影響を及ぼすことが懸念される。</p> <p>・交付金という形態をとることにより、都道府県の自主性を発揮させ弾力的な事業運営を可能にする一方、国の施策推進に必要な普及水準を安定的に確保することが可能になるものであり、一般財源化は制度の趣旨になじまない。</p>	

指摘事項	指摘事項に関する意見	措置状況
	<p>(全国林業普及指導職員協議会平成14年度活動方針)</p> <p>「今後とも交付金制度の堅持については、他の団体等との連携強化を図りつつ、関係機関等への積極的な働きかけを強化していくこととする。」</p> <p>(平成14年9月地方六団体)</p> <p>・全国知事会、全国市長会、全国町村会によるアンケート結果のうち「協同農業普及事業交付金の一般財源化」について</p> <p><全国知事会> 見直しをすべき (42.9%) 慎重に検討すべき (42.9%) その他 (14.2%)</p> <p><全国市長会> 見直しをすべき (48.1%) 慎重に検討すべき (42.6%) その他 (9.3%)</p> <p><全国町村会> 見直しをすべき (61.3%) 慎重に検討すべき (32.3%) その他 (6.5%)</p> <p>(地方六団体意見)</p> <p>・「補助金等を通じた国の過度の関与の支障例について」の超過負担の項目に協同農業普及事業交付金等として例示</p> <p>「本交付金事業等はほとんどが人件費により構成されており、しかも、事業費に占める交付金の割合は非常に低い実態にある。このような交付金は、普及事業に重点化するとともに普及職員設置費(人件費)相当部分については廃止の上、一般財源化すべきである。」</p>	